

広告等の規制の政省令案

制度調査部

金本 悠希

金融商品取引業者等の販売・勧誘ルール政省令案 1

【要約】

2007年4月13日に、金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等が金融庁によって公表された。5月21日までパブリック・コメントに付された。内容は多岐に渡るが、本稿では、金融商品取引業者等に適用される広告等の規制について扱う。

ファックス・電子メールなどによる広告も規制の対象に含まれ、リスク情報の文字の大きさに関して表示方法も規制されている。

広告等の表示事項として、手数料の合計額・計算方法、保証金の額・計算方法、デリバティブ取引等の額が保証金等の額を上回る可能性がある場合はその旨、などが規定されている。

1. はじめに

2006年6月7日、証券取引法を金融商品取引法に改正することなどを内容とする、「証券取引法等の一部を改正する法律」「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が可決・成立した。

金融商品取引法の中で、金融商品取引業者等に適用される行為規制が規定されている。そのなかに、金融商品取引業の内容について広告等をする際に適用される規制も規定されている。しかし、規制の細則は政省令にゆだねられていた。

2007年4月13日に、金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等が金融庁によって公表された。そのなかで、広告等の規制に関する政省令案も公表されており、本稿ではそれについて解説する。

2. 広告等の規制

(1) 規制対象行為

金融商品取引法によって、金融商品取引業者等は、金融商品取引業者等の内容について「広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為」（以下、「広告等」という）をするときは、一定の表示をしなければならず、誇大広告をしてはならないといった規制がかけられることとなった（金融商品取引法37条1項、2項）。



この「内閣府令で定める行為」として、今回公表された金融商品取引行等に関する内閣府令案（以下、「金商業等府令案」という）では、以下のものが指定されている（金商業等府令案 75 条）。

郵便
信書便
ファックス
電子メール
ビラ・パンフレット配布
その他の方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供

ウェブサイトによる情報提供は「広告」そのものであるため、上の「その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為」には挙げられていない。

（2）表示方法と表示事項

今回の金商業等府令案では、広告等を行うときは、表示方法に関して以下の規制が課されている（金商業等府令案 76 条）。

明瞭かつ正確に表示しなければならない。

以下のリスク情報は、最も大きな文字・数字と著しく異なる大きさで表示する。

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがある場合などに、当該指標、その旨及び理由など

金融商品取引法の規制によって、金融商品取引業者等は広告等をするときは、以下の事項を表示しなければならない（金融商品取引法 37 条 1 項）。

商号、名称又は氏名

金融商品取引業者等である旨・登録番号

金融商品取引業の内容に関する事項で、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

今回公表された政府令案では、 の「政令で定めるもの」は、以下のように規定されている（金融商品取引法施行令案 16 条、金商業等府令案 77 条、78 条、79 条）。

手数料等¹の合計額又はその計算方法（ただし、それを表示できない場合は、その旨及び理由）

¹ 手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わない。有価証券の価格・保証金等の額を除く。一定の投資信託受益権等の場合、信託報酬などを含む。

顧客が預託する保証金の額・計算方法

デリバティブ取引等の額²が、保証金等の額を上回る可能性がある場合、以下の事項

その旨

デリバティブ取引等の額の、保証金等の額に対する比率（それを算出できない場合は、その旨及び理由）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがある場合、以下の事項

当該指標

その旨及び理由

の損失額が保証金等の額を上回るおそれがある場合、以下の事項

の指標のうち、元本超過損が生ずるおそれを生じさせる直接の原因となるもの。

その旨及び理由

店頭デリバティブ取引について、金融商品取引業者等が表示する金融商品の売付価格と買付価格とに差がある場合、その旨

重要事項について顧客の不利益となる事実

金融商品取引業者等が金融商品取引業協会に加入している場合、その名称

(3) 誇大広告が禁止される事項

金融商品取引法によって、金融商品取引業者等は、広告等をするときは、以下の事項について、「著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない」とされている（金融商品取引法 37 条 2 項）。

利益の見込み

その他内閣府令で定める事項

今回公表された政府令案では、 の「内閣府令で定めるもの」は、以下のように規定されている（金商業等府令案 80 条）。

契約解除に関する事項³

損失負担・利益保証に関する事項

損害賠償額の予定⁴に関する事項

² 取引の対価の額又は約定数値に、その取引の件数又は数量を乗じて得た額。

³ 書面による解除に関する事項（金融商品取引法 37 条の 6 第 1 項～ 4 項）を含む。

⁴ 違約金を含む。

金融商品市場に関する事項

金融商品取引業者等の資力・信用に関する事項

金融商品取引業者等の金融商品取引業の実績に関する事項

顧客が支払う手数料等の額・計算方法、支払い方法及び時期・支払先に関する事項

上の事項のほか、抵当証券等の売買等、投資顧問契約、投資一任契約などの広告等を行う場合の一定の事項が規定されている。

3 . 施行日

金融商品取引法の施行は、2007年12月13日までの政令で定める日⁵である。しかし、金融庁のホームページでは、2007年9月ころを予定しているとされている⁶。

⁵ 「証券取引法等の一部を改正する法律」が公布（2006年6月14日）されてから、1年6ヶ月を超えない政令で定める日。

⁶ <http://www.fsa.go.jp/news/18/syouken/20070413-3.html> 参照。